

湖山リハビリテーション病院

指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション） 運営規程

【事業の目的】

第1条 医療法人財団湖聖会湖山リハビリテーション病院が開設する訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「訪問リハビリテーション」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「訪問リハビリテーション従事者」という。）が要介護状態又は要支援状態である者（以下「要介護者等」という。）で、医師が訪問リハビリテーションを必要と認めた者に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

【運営の方針】

- 第2条 指定訪問リハビリテーションの提供にあたって、事業所の訪問リハビリテーション従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の訪問リハビリテーション従事者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は介護・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 利用者、家族の持っている不安や問題について共に考え、望まれる在宅療養生活が続けられるよう支援する。
 - 4 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場になったサービス提供に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 7 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 8 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所へ情報の提供を行うものとする。

【事業の運営】

第3条 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の訪問リハビリテーション従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

【事業所の名称】

第4条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 湖山リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 静岡県富士市大淵405-25

【訪問リハビリテーション従事者の種類、員数及び職務の内容】

第5条 事業所に勤務する職員の種類、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師 1名以上
- (2) 作業療法士，理学療法士，言語聴覚士 1名以上
- 2 作業療法士，理学療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

【営業日及び営業時間】

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 土日祭日、12月29日から1月3日までを除く平日とする
- (2) 営業時間 8時15分～17時15分までとする。

【事業の内容】

第7条 訪問リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- (1) 体調確認
- (2) 機能訓練
- (3) 日常動作訓練
- (4) 家事動作訓練
- (5) 自宅トレーニングの助言
- (6) 介助方法の助言
- (7) 住環境調整の助言
- (8) 介護相談
- 2 訪問リハビリテーションは通院が困難な利用者に対して、計画的な医学的管理を行なっている医師の指示に基づき、心身の機能回復や生活能力の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画書を作成するとともに、療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導または説明を行うと共に、適切なリハビリテーションを提供する。
- 3 訪問リハビリテーション従事者は、訪問日、提供したリハビリテーションの内容等を記録する。

【通常の事業の実施区域】

第8条 通常の事業の実施区域は次の通りとする。

富士市、富士宮市（旧芝川地区を除く）

【利用料及びその他の費用】

第9条 利用料金は次の通りとする。

(1) 基本料金

利用者が負担する利用料金は、介護保険負担割合証の負担額（1～3割）となる。

但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となる。

(2) 交通費

事業所が設定する事業実施区域に居住する利用者は、訪問リハビリテーションの交通費は無料。

当事業所医師の診察が往診の場合の交通費は利用者負担となる。

(3) 教材費

訪問リハビリテーションを提供するために使用した教材等の費用は、利用者の負担となる。

(4) その他の費用

訪問リハビリテーションを提供するため、利用者の居宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者の負担となる。

(5) 料金の支払い方法

事業所に支払う利用料金の支払いについては、月ごとの精算とする。支払い方法は、原則口座引き落としとなる。該当する月より翌月の10日までに、サービス利用料金を請求する。

(6) キャンセル料

予定されていた訪問日時に不都合が生じた場合で、以下の時間までに、事業所まで連絡が無い場合はサービスを提供する状況にあったとみなし支払いが発生する。

・訪問が午前中の場合：当日の8：30まで

・訪問が午後の場合：当日の12：00まで

(7) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているためサービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払いとなる。この場合、事業所でサービス提供証明書を発行し、この証明書を居住地の市町村の窓口に提出することにより差額の払い戻しを受けることができる。

【衛生管理】

第10条 事業所は、訪問リハビリテーション従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問リハビリテーション従事者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、訪問リハビリテーション従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

【緊急時等における対応方法】

- 第11条 訪問リハビリテーション従事者は、訪問リハビリテーションの提供中、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

【苦情処理】

- 第12条 事業所は、訪問リハビリテーションの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した訪問リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【秘密保持及び個人情報の保護】

- 第13条 事業所は、利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
 - 3 訪問リハビリテーション従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 事業所は、訪問リハビリテーション従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問リハビリテーション従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、訪問リハビリテーション従事者との雇用契約の内容とする。

【虐待防止に関する事項】

第14条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について訪問リハビリテーション従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【その他運営についての重要事項】

第15条 その他運営事項に関する重要事項は次の通りとする。

事業所は、訪問リハビリテーション従事者が提供するサービスの質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修
当事業所の新入職者教育プログラムに沿って実施
 - (2) 職員研修
個々の目標に沿った研修プログラムにより実施
 - (3) 定期的なケースカンファレンス
利用者の目標や達成状況などを従業者間で意見交換を実施
- 2 事業所は、適切な訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問リハビリテーション従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、感染症や非常災害の発生時の業務継続は事業所の業務継続計画に従い措置を講じる。
- 4 事業所は、訪問リハビリテーションに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人財団湖聖会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

- この規程は、2018年4月1日から施行する
この規程は、2019年1月7日から施行する
この規程は、2022年4月1日から施行する
この規程は、2024年1月15日から施行する
この規程は、2025年4月1日から施行する